

平成 18 年 1 月 15 日

投資主各位

東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号
ケネディクス不動産投資法人
執行役員 宮島大祐

第 3 回投資主総会招集ご通知の一部修正について

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 19 年 1 月 9 日付をもってご通知申し上げました本投資法人第 3 回投資主総会招集ご通知のうち、一部の誤りがございましたので、ここに深くお詫び申し上げますとともに、下記のとおり修正させていただきます。なお、修正箇所は網掛けで表示しています。

敬具

記

修正箇所

p. 3 「第 1 号議案：規約一部変更の件」

【修正前】

現 行 規 約	変 更 案
第 4 条（ <u>公告</u> の方法）	第 4 条（公告の方法）

【修正後】

現 行 規 約	変 更 案
第 4 条（ <u>公告</u> の方法）	第 4 条（公告方法）

p. 7 「第 1 号議案：規約一部変更の件」

【修正前】

現 行 規 約	変 更 案
第 20 条（ <u>執行役員及び監督役員の賠償責任の免除</u> ） 本投資法人は、 <u>執行役員又は監督役員</u> による法令又は規約に違反する行為に関する責任について、当該執行役員又は監督役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該	第 22 条（ <u>役員</u> の賠償責任の免除） 本投資法人は、 <u>役員</u> の投信法第 115 条の 6 第 1 項の責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該 <u>役員</u> の職務遂行の状況その他の事情を勘案して特に

<p>執行役員又は監督役員の職務遂行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、賠償の責めに任ずべき額から以下に掲げる金額を控除した額を限度として、役員会の決議をもって免除することができる。</p>	<p>必要と認めるときは、法令に定める限度において、役員会の決議によって免除することができる。</p>
---	---

【修正後】

現行規約	変更案
<p>第 20 条（執行役員及び監督役員の賠償責任の免除） 本投資法人は、執行役員又は監督役員による法令又は規約に違反する行為に関する責任について、当該執行役員又は監督役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該執行役員又は監督役員の職務遂行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、賠償の責めに任ずべき額から以下に掲げる金額を控除した額を限度として、役員会の決議をもって免除することができる。</p>	<p>第 22 条（役員の賠償責任の免除） 本投資法人は、役員の投信法第 115 条の 6 第 1 項の責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令に定める限度において、役員会の決議によって免除することができる。</p>

P8. 「第 1 号議案：規約一部変更の件」

【修正前】

現行規約	変更案
<p>（新設）</p>	<p>第 30 条（会計監査人の賠償責任の免除） 本投資法人は、会計監査人の投信法第 115 条の 6 第 1 項の責任について、当該会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該会計監査人の職務遂行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、</p>

	法令に定める限度において、役員会の決議によって免除することができる。
--	------------------------------------

【修正後】

現 行 規 約	変 更 案
(新設)	<p>第 30 条(会計監査人の賠償責任の免除) <u>本投資法人は、会計監査人の投信法第 115 条の 6 第 1 項の責任について、当該会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該会計監査人の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令に定める限度において、役員会の決議によって免除することができる。</u></p>

以上